

令和7年度

監 査 年 報

令和8年9月



茅ヶ崎市監査委員

はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として事務事業を抽出して行いました。令和7年度は、4月から令和8年1月までの間に6部局26課かいに対し定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、7年度の指摘事項は28件で、前年度の43件に比べ15件減少しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月までの間に小学校6校、中学校4校を対象として監査を実施しました。そのうち小学校2校において、薬品、備品、消耗品及び学校施設の管理状況に係る実地監査を実施しました。7年度の指摘事項は2件で、前年度の8件に比べ6件減少しました。

例月出納検査では、各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施した結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

財務事務に関しては、職員一人ひとりが法令等を遵守し、的確・適正な事務執行に努められるよう、担当職員、承認者及び決裁を行う管理職によるチェック体制の強化と継続かつ充実した研修の実施が求められます。また、全職員が市民の多様な行政需要を的確に捉え、柔軟かつ機動的に対応できる持続可能な市政運営の推進が求められます。

この度、令和7年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和8年9月

茅ヶ崎市監査委員

目 次

◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・	4
2 監査の観点	・・・・・・・・・・	4
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・	4

◇ 令和7年度の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・	8
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・	3 4
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・	3 8
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・	4 2
5 決算審査	・・・・・・・・・・	5 4
6 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・	5 8

※ 決算審査及び健全化判断比率審査については、本年報の発行日直前の決算審査の内容を記載しております。実施年度は令和8年度となります。

◇ 監査の概要

1 監査の結果

令和7年度年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	12課	指摘事項あり	14課
定期監査（学校）	指摘事項なし	8校	指摘事項あり	2校
財政援助団体等監査	指摘事項あり	5件		
例月出納検査	指摘事項なし			
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

2 監査の観点

監査委員の監査は、茅ヶ崎市監査委員監査基準第1条に定められ、市の事務の管理及び執行等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的に監査計画に則って実施するものです。

令和7年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則3年毎とし、対象年度は令和6年度分としました。

【対象部局・監査期間】

経営総務部 4／15～6／29

行政総務課、職員課、文書法務課、財政課、資産経営課

下水道河川部 7／15～10／2

下水道河川総務課、下水道河川建設課、下水道河川管理課

消防本部・消防署 8／15～10／30

消防総務課、予防課、警防救命課、指令情報課、消防指導課

くらし安心部 9／16～11／25

市民自治推進課、防災対策課、安全対策課、市民相談課

こども育成部 10／15～12／24

こども政策課、こども育成相談課（こどもセンターを含む）、保育課（保育園を含む）

経済部 11／14～1／29

産業観光課、農業水産課、拠点整備課

農業委員会 11／14～1／29

農業委員会事務局

(2) 定期監査（学校）（法第199条第4項）

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務は、対象年度を令和6年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の10校です。

小学校 6校・・・香川小、柳島小、円蔵小、今宿小、室田小、
浜之郷小

中学校 4校・・・松林中、松浪中、赤羽根中、萩園中

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、令和6年度分とし、1月～3月に実施しました。

ア 財政援助団体に係るもの

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金

イ 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市松林ケアセンター 指定管理者 社会福祉法人慶寿会

茅ヶ崎市元町ケアセンター 指定管理者 社会福祉法人麗寿会

茅ヶ崎市萩園ケアセンター 指定管理者 社会福祉法人翔の会

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 決算審査（法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇令和 7 年度の監査結果

1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年7月3日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経営総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年6月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 行政総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 職員課

ア 正規職員の普通旅費

正規職員の普通旅費について、旅行経路の誤りによる過払いが3件ありました。

イ 会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当

会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当について、計算誤りによる報酬の過少払いが3件、期末・勤勉手当の過少払いが1件ありました。

ウ 人事給与システム定額減税対応に係る業務委託

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、人事給与システム定額減税対応に係る業務委託は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(3) 文書法務課

ア マイクロフィルム複写撮影委託契約

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、マイクロフィルム複写撮影委託契約は落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

イ 切手はがき受払簿

切手はがき受払簿の一部の取扱いに不備がありました。また、受払簿の差引枚数と実際の在庫数に相違がありました。

(4) 資産経営課

ア 土地売買に係る変更契約

茅ヶ崎市事務決裁規程別表第1では、土地建物の売却廃棄の決裁区分は市長と規定されていますが、土地売買に係る変更契約の決裁権者に誤りがありました。

イ LED照明器具賃貸借 他3件

- 1 LED照明器具賃貸借
- 2 LED照明器具賃貸借（その2）
- 3 LED照明器具賃貸借（その3）
- 4 令和6年度公共建築物建築基準法第12条4項定期点検調査業務委託

以上4件について、茅ヶ崎市契約規則第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

ウ 令和6年度小出支所及び青少年会館自家用電気工作物等保守点検業務委託契約

茅ヶ崎市契約規則第20条では、随意契約によることができる額を契約の種類に応じて規定していますが、令和6年度小出支所及び青少年会館自家用電気工作物等保守点検業務委託は、規定額の50万円を超える予定価格にもかかわらず、入札が行われていませんでした。

(5) 契約検査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 財政課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

7 意見・要望

備品の管理について概ね適切に行われていましたが、一部において管理が不十分な状況が見受けられました。管理が適切に行われない場合、紛失等のリスクが生じるおそれがあります。備品は市の貴重な資産ですので、職員一人ひとりが備品管理の重要性を強く認識し、適切な管理が行われるよう要望します。

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年10月7日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

下水道河川部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年10月3日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 下水道河川総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 下水道河川建設課

＜茅ヶ崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金＞

茅ヶ崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（２件）について、茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川建設課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期を「完了検査後１月以内」と規定していますが、完了検査後１月以内に補助金を交付していませんでした。

(3) 下水道河川管理課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年11月6日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

消防本部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年10月31日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 消防総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 予防課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 警防救命課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 指令情報課

＜消防緊急通信指令施設保守点検業務委託＞

消防緊急通信指令施設保守点検業務委託については、茅ヶ崎市契約規則第82条において準用する同規則第71条第2項では、契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

消防署

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年10月31日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

消防指導課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 1 日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

くらし安心部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年11月26日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 市民自治推進課

ア 地区自治会連合会等補助金

茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱

の別表では、地区自治会連合会等補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後 1 月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後 1 月以内に交付されていませんでした。

イ 認定コミュニティ助成金

1 運営等助成金

2 特定事業助成金

以上 2 件の助成金について、茅ヶ崎市認定コミュニティ助成金交付要綱に定める助成金の交付の時期（助成金交付決定通知後 1 月以内）までに交付されていないものがありました。

(2) 防災対策課

<地区防災訓練補助金>

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱の別表では、地区防災訓練補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後 2 月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後 2 月以内に交付されていないものがありました。

(3) 安全対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 市民相談課

<神奈川県弁護士会補助金>

茅ヶ崎市くらし安心部市民相談課所管に係る補助金交付要綱の別表では、神奈川県弁護士会補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後 1 月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後 1 月以内に交付されていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年1月5日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

こども育成部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年12月25日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) こども政策課

＜茅ヶ崎駅南口子育て支援センター賃貸借＞

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1（第6条、第8条関係）では、賃借料に係る700万円以上1500

万円未満の支出負担行為の決裁区分は副市長となっていますが、決裁権者に誤りがありました。

(2) こども育成相談課

ア 会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の基本報酬について、過少払い及び過払いがありました。また、時間外勤務手当に相当する報酬について、計算誤りによる過少払いがありました。

イ 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、計算誤りによる過少払いがありました。

ウ 会計年度任用職員の旅費に係る費用弁償

会計年度任用職員の旅費に係る費用弁償について、計算誤りによる過少払いがありました。

エ 茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業業務委託

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、落札決定の日から7日以内に契約が締結されていないものがありました。

(3) 保育課

ア 会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の報酬について、時間外勤務手当に相当する額に計算誤りによる過払い及び過少払いがありました。

イ 茅ヶ崎市立保育園警備業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1

(第6条、第8条関係)では、委託料に係る200万円以上700万円未満の支出負担行為の決裁区分について部長と規定されていますが、決裁権者に誤りがありました。

ウ 茅ヶ崎市保育士就職奨励金

茅ヶ崎市保育士就職奨励金等交付要綱第12条では、茅ヶ崎市保育士就職奨励金の交付の時期について「請求のあった日から30日以内」と規定されていますが、請求日から30日以内に交付されていないものがありました。

エ 茅ヶ崎市保育士宿舎借上支援事業助成金

茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱の別表では、茅ヶ崎市保育士宿舎借上支援事業助成金の助成の時期について「請求のあった日から30日以内」と規定されていますが、請求日から30日以内に助成されていないものがありました。

オ カラー帽の購入

カラー帽の購入において、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年3月31日規則第15号)第19条の2では「2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているにもかかわらず、2者以上から見積書を徴取していませんでした。また、茅ヶ崎市物品会計規則(昭和47年3月31日規則第16号)第18条で「物品購入等依頼書により、経営総務部契約検査課長にこれを依頼しなければならない」とされる物品の購入に該当しますが、契約検査課長に依頼していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

令和8年1月5日付け茅ヶ崎市監査委員告示第1号について、「6 監査等の結果
(2) こども育成相談課 イ」を削除します。

令和8年1月30日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年2月3日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経済部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和8年1月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 産業観光課

ア 大岡越前祭行事補助金 外3件

- 1 大岡越前祭行事補助金
- 2 浜降祭行事補助金（神輿渡御支援）
- 3 湘南祭行事補助金

4 第50回サザンビーチちがさき花火大会補助金（概算払い変更分）

以上4件について、茅ヶ崎市経済部産業観光課所管に係る補助金交付要綱の別表では、茅ヶ崎市観光振興事業補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に交付されていませんでした。

イ 令和6年度サザンビーチちがさき海水浴場開設・管理業務委託

令和6年度サザンビーチちがさき海水浴場開設・管理業務委託については、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

(2) 農業水産課

ア 農業ふれあい館除草・清掃等及び鍵開閉業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年2月5日訓令第1号）別表第1（第6条、第8条関係）では、委託料に係る200万円以上700万円未満の支出負担行為の決裁区分について部長と規定されていますが、決裁権者に誤りがありました。

また、当該業務は単価契約していますが、実績報告書及び請求書では契約内容と別の方法で計算され、委託料に過払いがありました。

イ 茅ヶ崎漁港駐車場堆積砂除去等業務委託

当該業務委託について、随意契約理由書が作成されていませんでした。

ウ 茅ヶ崎漁港施設（駐車場・道路・多目的広場）維持管理・運營業務委託

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

また、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）第69条では、「歳入等の収納に関する事務を委託するときは、収納事務委託契約書を作成し、会計管理者の回議を経て、市長の決裁を受けなければならない」と規定されていますが、当該委託業務の駐車場使用料の徴収及び収納に関する事務の手続きに不備がありました。

さらに、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第2項で規定される指定公金事務取扱者の名称等の事項を告示していませんでした。

(3) 拠点整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

農業委員会事務局

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和8年1月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

農業委員会事務局

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年2月16日

茅ヶ崎市監査委員	成田	博隆
同	鈴木	善治
同	山崎	広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立香	川小学校
同	柳 島小学校
同	円 蔵小学校
同	今 宿小学校
同	室 田小学校
同	浜之郷小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立松	林中学校
同	松 浪中学校
同	赤羽根中学校
同	萩 園中学校

3 監査の期間

令和7年10月10日から令和8年2月5日まで

4 監査を行った監査委員

監査委員	成田	博隆
同	鈴木	善治
同	山崎	広子

5 監査の方法

この監査は、令和6年度の再配当予算の執行及び令和7年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

6 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※項番(2)～(5)の現地調査については、柳島小学校、円蔵小学校の合計2校で実施しました。

7 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

8 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 香川小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 柳島小学校

放送機器一式（類別13、備品番号293、令和5年12月26日購入）及びシュレッダー（類別14、備品番号93、令和3年3月2日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

ウ 円蔵小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

エ 今宿小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

オ 室田小学校

学校給食管理費（小学校給食管理運営費）の消耗品費で令和6年9月2日に起票された支出負担行為書起票番号4に添付されている見積書は、代表者の役職名及び氏名が記載されていませんでした。

カ 浜之郷小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 松林中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 松浪中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 赤羽根中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 萩園中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

3 財 政 援 助 団 体 等 監 査

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	成田	博隆
同	鈴木	善治
同	山崎	広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類
財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 財政援助団体

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金

(2) 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市松林ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人慶寿会

茅ヶ崎市元町ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人麗寿会

茅ヶ崎市萩園ケアセンター

指定管理者 社会福祉法人翔の会

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和6年度に執行した財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和8年3月27日（金）

6 監査等の結果

財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

(1) 財政援助団体

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金

所管課 福祉部高齢福祉課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

財政援助団体 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

指摘事項

＜嘱託職員の賃金＞

賃金の支給にあたり、算定誤りによる過少払いが1件ありました。

＜嘱託職員の通勤に係る費用弁償＞

通勤に係る費用弁償の支給にあたり、算定誤りによる過払いが1件及び過少払いが1件ありました。

(2) 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市松林ケアセンター、茅ヶ崎市元町ケアセンター、茅ヶ崎市萩園ケアセンター

所管課 福祉部高齢福祉課

指摘事項

＜管理運営業務の一部の第三者への委託＞

ア 茅ヶ崎市松林ケアセンター

イ 茅ヶ崎市萩園ケアセンター

上記ケアセンターの管理運営に関する協定書において、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、当該施設の管理運営に係る業務のうち一部を第三者に委託されるものについて、協定書に定められている承諾を行っていませんでした。

指定管理者 社会福祉法人慶寿会

指摘事項

＜管理運営業務の一部の第三者への委託＞

茅ヶ崎市松林ケアセンターの管理運営に関する協定書第17条では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されています。しかし、茅ヶ崎市松林ケアセンターでは、同協定書第9条に掲げる管理運営業務の一部を第三者に委託することについて、市から事前に承諾を受けていませんでした。

指定管理者 社会福祉法人麗寿会

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

指定管理者 社会福祉法人翔の会

指摘事項

＜管理運営業務の一部の第三者への委託＞

老人憩の家萩園いこいの里・茅ヶ崎市萩園ケアセンターの管理運営に関する協定書第18条では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されています。しかし、茅ヶ崎市萩園ケアセンターでは、同協定書第9条に掲げる管理運営業務の一部を第三者に委託することについて、市から事前に承諾を受けていませんでした。

4 例 月 出 納 検 査

7 茅 監 第 5 号
令和 7 年 4 月 2 5 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 3 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 4 月 2 5 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 3 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 9 号
令和 7 年 6 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 成田 博隆
同 鈴木 善治

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 4 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 5 月 30 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 4 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 2 5 号
令和 7 年 7 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 5 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 6 月 3 0 日（月）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 5 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 2 7 号
令和 7 年 7 月 3 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 6 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 7 月 3 0 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 6 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 3 7 号
令和 7 年 9 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 7 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 8 月 2 9 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 7 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 4 3 号
令和 7 年 1 0 月 6 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 8 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 8 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 5 4 号
令和 7 年 1 1 月 4 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 9 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 9 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 6 1 号
令和 7 年 1 1 月 2 7 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 1 0 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 1 0 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 7 1 号
令和 7 年 1 2 月 2 6 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 1 1 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 1 1 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 7 5 号
令和 8 年 2 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 7 年 1 2 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 8 年 1 月 3 0 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 7 年 1 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 8 0 号
令和 8 年 2 月 2 5 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 8 年 1 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 8 年 2 月 2 5 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 8 年 1 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

7 茅監第 8 4 号
令和 8 年 3 月 2 7 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 8 年 2 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 8 年 3 月 2 7 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 8 年 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 決 算 審 査

8 茅監第 3 3 号

令和 8 年 8 月 2 0 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 成田 博隆

同 鈴木 善治

同 山崎 広子

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の
審査意見について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付
された令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を
審査したので別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

(1) 各会計歳入歳出決算

令和7年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算

同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

(2) 決算附属書類

令和7年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書

同 一般会計特別会計実質収支に関する調書

同 財産に関する調書

2 審査の期間

令和8年7月7日から令和8年8月19日まで

3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方自治法第233条及び同法施行令第166条に規定された様式を基準として作成されているかの検証
- (2) 財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員からの説明聴取

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、関係法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と一致し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

8茅監第34号
令和8年8月20日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 成田 博隆
同 鈴木 善治
同 山崎 広子

令和7年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

2 審査の期間

- (1) 令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
令和 8 年 6 月 5 日から令和 8 年 8 月 1 9 日まで
- (2) 令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算
令和 8 年 6 月 5 日から令和 8 年 8 月 1 9 日まで

3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第 3 0 条及び同法施行令第 2 3 条の規定に準拠して作成されているかの検証
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの検証
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の突合及び点検
- (4) 関係職員からの説明聴取

4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確なものと認めます。また、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されていると認めます。

6 健全化判断比率等審査

8 茅監第 3 5 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 成田 博隆
同 鈴木 善治
同 山崎 広子

令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 7 日から令和 8 年 8 月 1 9 日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの検証
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの検証
- (3) 関係職員からの 説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認めます。

イ 審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

(単位：％)

区 分	7 年 度	6 年 度	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	－	－	1 1 . 2 5	実質赤字なし
連結実質赤字比率	－	－	1 6 . 2 5	連結実質赤字なし
実質公債費比率	5 . 0	4 . 8	2 5 . 0	
将 来 負 担 比 率	2 0 . 3	1 7 . 2	3 5 0 . 0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス9.80%で、早期健全化基準の11.25%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス26.31%で、早期健全化基準の16.25%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は5.0%で、前年度の4.8%と比較すると、0.2ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は20.3%で、前年度の17.2%と比較すると、3.1ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

8 茅監第 3 6 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和8年7月17日から令和8年8月19日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの検証
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの検証
- (3) 関係職員からの説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです

(単位：%)

区 分	7 年 度	6 年 度	経営健全化基準	備 考
公共下水道事業会計	－	－	20.00	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	－	－	20.00	資金不足なし

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。